

平成21年2月

各位

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

改正省エネ法（工場・事業場）周知のご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より経済産業省のエネルギー政策にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成20年5月に改正されました「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）につきまして、本改正の内容について広く事業者の方々に周知し、ご理解いただくことを目的に、改正省エネ法に係るホームページを開設致しております。本ホームページでは、改正省エネ法の「改正の背景・趣旨・目的」、「改正の概要」などの改正のポイントを分かり易くご紹介しております。

大変お手数ではございますが、貴団体等において、会報、メール等にて会員企業の方々への情報発信の機会がございましたら、本ホームページをご紹介いただけましたら幸甚です。

○資源エネルギー庁ホームページ（平成20年度省エネ法改正の概要）

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

注1) 同封させていただいておりますパンフレット「省エネ法が変わりますー平成21年4月から準備が必要ですよー」は、本ホームページ上にてダウンロードすることも出来ます。

注2) また、可能なようでしたら貴団体等のホームページにて、リンクを貼るなどにより本ホームページをご紹介いただけましたらなお幸甚です。

また、本ホームページをご紹介いただくことに加え、会報等の紙面上にて、より直接的に改正内容についてご紹介いただける場合には、（資料4）のとおり掲載用の原稿案を同封させていただきますので、ご活用ください。なお、電子媒体がご入用の場合は、下記アドレスにてダウンロードすることも出来ます。

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/gaiyou.doc>

大変お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご理解・ご協力いただけましたら幸甚です。
以上宜しく願い申し上げます。

お問い合わせ先： 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課 担当：福田正広、森川賢介
電話：03-3501-9726 FAX：03-3580-8439

省エネ法（工場・事業場）が変わります

—平成21年4月から準備が必要です—

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正されました（施行日は平成22年4月1日を予定。ただし、平成21年4月から1年間のエネルギー使用量の計測・記録が必要となります）。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が義務づけられることとなり、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者が新たに義務の対象に加わることとなります。また、一定の要件を満たすサプライチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位のエネルギー管理と同様な管理義務が課されることとなりました。ここでは、省エネ法の概要と主な改正のポイントなどについて以下にご紹介させていただきます。

1. 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機に1979年（昭和54年）に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(1) 改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量（原油換算値）を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければなりません。

(2) 義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行なうことが義務付けられています。

2. 今回の主な改正のポイント

(1) 指定基準の改正

①工場・事業場単位から企業単位へ

今回の改正（平成20年5月改正）では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ^{※1}以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

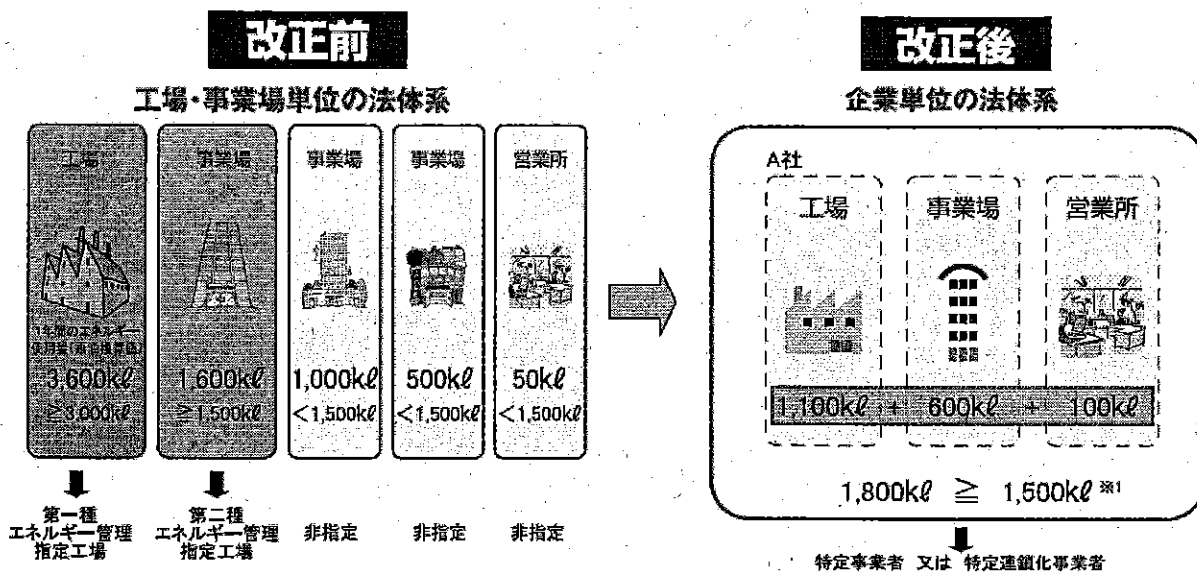
②特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行なっている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ^{※1}以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

※1 政令公布時に正式決定します。

(2) 報告書等の提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。



(3) エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）※²をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

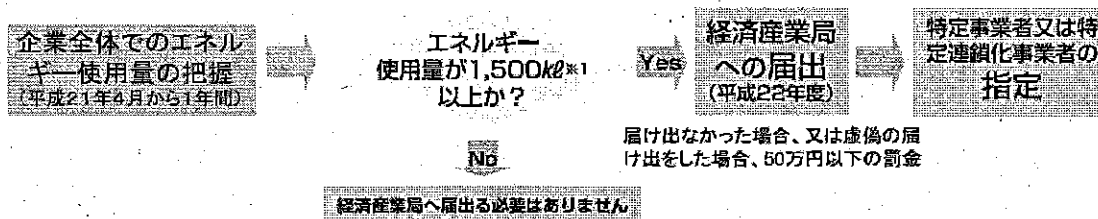
※² エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

(1) エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（平成21年4月～22年3月まで）を正確に把握し、1,500kℓ※¹以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安

小売店舗	約3万㎡以上	コンビニエンスストア	30～40店舗以上
オフィス・事務所	約600万kWh/年以上	ファーストフード店	25店舗以上
ホテル	客室数300～400規模以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数500～600規模以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

【注意】事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

(2) ポイント

①平成21年4月から1年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量（原油換算値）を把握してください（例：電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握）。

②エネルギー使用量を以下ア～ウの手順で原油換算値へ換算してください。

ア 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。

イ アの使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ）を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量（熱量合計、GJ）を求めてください。

ウ イの年間の使用熱量合計（GJ）に、0.0258（原油換算kℓ/GJ）を乗じて年間のエネルギー使用量（原油換算kℓ）を求めます。

また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

(3) 合計が1,500kl*¹以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出てください。燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的数値、集計用の簡易ツールは下記URLを参照してください。

(URL) http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls

簡易ツールの画面

エネルギーの種類		発熱量		換算係数			
		単位	数値	熱量(Q)	数値	単位	
燃 料 の 使 用 量	原油	kl	0		38.2	Q/kJ	
	原油のラジコンセント(NGL)	kl	0		35.3	Q/kJ	
	揮発油(ガソリン)	kl	0		34.6	Q/kJ	
	ナフサ	kl	0		33.6	Q/kJ	
	灯油	kl	0		33.7	Q/kJ	
	軽油	kl	0		37.7	Q/kJ	
	重油	kl	3,300	120,342.0		29.3	Q/kJ
	Bに重油	kl	0			41.9	Q/kJ
	石油系燃料	kl	0			40.9	Q/kJ
	石油系ガス	kl	0			29.9	Q/kJ
	都市ガス	kl	0			30.0	Q/kJ
	東北天然ガス(LPG)	kl	0			38.3	Q/TWh
	石油系天然ガス	kl	0			34.6	Q/kJ
	可燃性 天然ガス	kl	0			43.5	Q/TWh
	その他可燃性天然ガス	kl	0			29.0	Q/kJ
	石炭	kl	0			25.7	Q/kJ
	褐煤	kl	0			26.9	Q/kJ
	石炭	kl	0			23.4	Q/kJ
	コール	kl	0			37.3	Q/kJ
	コークスガス	kl	0			21.1	Q/TWh
	高炉ガス	kl	0			3.41	Q/TWh
	転炉ガス	kl	0			6.42	Q/TWh
	その他の 燃料	燃料ガス 13A	kl	2,000	134,690.0		45.0
						Q/kJ	
						Q/kJ	
	工業用蒸気	kl	0		1.02		
	産業用以外の蒸気	kl	0		1.30		
	温水	kl	0		1.30	1/50000	
	冷水	kl	0		1.36		
小計①				264,021.0	6,811.0		
電 気	消費電力	kWh	14,810	148,712.0		0.97	
	発電量	kWh	5,314	49,313.0		0.26	
	その他	kWh	0			0.76	
	自給発電	kWh	()			0.76	
	小計②	kWh	20,124	198,025.0			
計 算 値 (Q=①+②)				462,046.0			
原油換算値 (K)				11,921.0	0.0750	kl/Q	

以上で、省エネ法の概要と主な改正のポイントについてのご紹介を終わらせていただきますが、ご質問などございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡頂けますようお願い申し上げます。また、繰り返しになりますが、今回の改正に伴い、平成21年4月から企業全体でのエネルギー使用量を把握して頂き、年間のエネルギー使用量が1,500kl*¹(原油換算値)以上となる場合には、平成22年度に「エネルギー使用状況届出書」を管轄の経済産業局にご提出頂く必要があります。事業者の方々におかれましては遺漏無きようご対応頂けますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 : 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

電話 : 03-3501-9726

FAX : 03-3580-8439